

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位 日割の場合	39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	2349 単位 日割の場合	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		3727 単位 日割の場合	123	1日につき	
A2 2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	179	179	
A2 2621	訪問型独自サービス23		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	220	220	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等にはサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき	
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算 (I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算 (II)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算 (II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 170/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。